

函館市高齢者安全運転支援装置設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市高齢者安全運転支援装置設置事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、安全運転支援装置の購入および設置を行う高齢者に対し、その費用の一部を補助することにより、安全運転支援装置の普及を促進し、運転操作の誤りによる重大な交通事故の防止や事故発生時の被害軽減を図り、もって市民の安全と安心に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 安全運転支援装置（以下「補助対象装置」という。）

国土交通省の性能認定を受けたペダル踏み間違い急発進等抑制装置で後付けすることができる装置であり、この要綱の施行の日以後に購入および設置したものをいう。

(2) 自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいい、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 補助対象装置を設置することが可能であるもの。

イ 法に規定する自動車の検査を受けたものであり、有効期間内であるもの。

ウ 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されたもの。

エ 自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に次条に規定する者と同一の氏名が記載されているものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者を除く。

(1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者。

(2) 第7条の規定による申請を行う日において65歳以上の者。

(3) 運転免許証（道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であって、同法第92条の2に規定する有効期間内にあるものをいう。以下同じ。）を保有する者。

(4) 補助対象装置を設置しようとする自動車の自動車検査証上の使用者の氏名または名称

の欄に記載されている氏名と運転免許証に記載されている氏名が同一である者。

(5) 本市の市税に滞納がない者。

(6) 函館市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第15号）に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しない者。

(7) 転売または譲渡もしくは貸与を目的に補助対象装置を設置する者でないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内に店舗等を有する業者が販売する補助対象装置の購入およびその設置に直接要する費用とする。ただし、補助対象装置の購入および設置に際して行った自動車の故障箇所の修理、補修または改良もしくは改造に係る経費を含まないものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費（消費税および地方消費税を含む。）に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある時はこれを切り捨てた額）とする。ただし、その額が20,000円を超える場合は、20,000円とする。

2 補助金の額は、予算の範囲内において交付するものとする。

（補助金の交付申請および実績報告）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、函館市高齢者安全運転支援装置設置事業費補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）に必要事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添えて、補助対象装置の設置等の支払が完了した日の翌日から起算して90日を経過する日または補助金の交付を受けようとする年度の3月31日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 住民票

(2) 自動車検査証の写し

(3) 運転免許証の写し

(4) 補助対象装置の購入および設置に要する費用に係る領収書（申請者の氏名、製品名、購入店舗名および購入年月日の記載があるもの）の写し

(5) 店舗等が発行する補助対象装置名、設置日、設置費用等が確認できる販売・設置証明書（別記第2号様式）

(6) 申請者に市税の滞納がないことの証明書

(7) 申請者の振込先口座および口座名義が確認できる書類（通帳の見開き等）の写し

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による申請等を第三者に委任することができる。この場合において、申請者は、委任状を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付

の適否を決定するものとする。

- 2 補助金の交付が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その額を函館市高齢者安全運転支援装置設置事業費補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 補助金は、前項の額の確定後において交付するものとする。
- 4 補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金等否交付通知書（規則共通第5号様式）により申請者に通知するものとする。
- 5 補助金の交付は、1補助対象者につき1台限りとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、前条第2項の規定により通知をした者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときには、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、補助金等交付決定取消し通知書（規則共通第10号様式）により交付決定者に通知するものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段等により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他市長が特に必要と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

（財産の管理および処分の制限）

第10条 補助金を受給した者（以下「補助金受給者」という。）は、購入および設置した補助対象装置について、適正に使用し、購入および設置した日から起算して1年間は、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡し、交換、貸付、売却または廃棄等の処分をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 天災等による破産等、補助金受給者の責めに帰すべき事由以外の事由で補助対象装置を処分するとき。
- (2) 補助金受給者の病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき、および、運転免許証を返納したとき。
- (3) その他市長が認めたとき。

2 補助金受給者は、補助対象装置を設置した自動車を事業のために使用してはならない。

（調査への協力）

第11条 補助金受給者は、市長が補助対象装置の設置について調査を行う場合は、これに協力するものとする。

（免責）

第12条 市長は、補助対象装置設置後に発生した事故、車両の故障等による損害について、その責めを負わない。

（その他）

第13条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。